⑵　前号ハのうち宿舎以外の施設の貸与を受ける場合　当該施設の貸与に要する経費の三分の二に相当する額	５～７　（略）
５～７　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第四項第一号ハ及び第二号ハの規定は、令和六年一月一日以降に石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舎その他の施設の貸与を受ける中小建設事業主について適用する。